

近代化と従属的發展：エジプト1841～82年

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鹿島, 正裕 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18220

近代化と従属的發展

—— エジプト 一八四一—一八二二年 ——

鹿 島 正 裕

一、序

エジプトは、一五一七年にオスマン・トルコに征服され、その属領になっていたが、一七九八年にナポレオン率いるフランス軍に占領され、否応なくヨーロッパ勢力との対抗関係に置かれることになった。このフランス軍は一八〇一年にイギリス軍に降伏し、エジプトはトルコ主権下に戻されたが、オスマン家の権威は失墜し、エジプトの独立傾向が強まる。すなわち、混乱を收拾したトルコ軍アルバニア人部隊の司令官ムハンマド・アリー (Muhammad 'Ali) が、カイロの名望家層の支持を得て一八〇五年に総督 (Wali) に任命されるや、内にはマムルーク (Mamlūk, Mameluke) 領主達を滅ぼし、ついで宗教指導者達の経済力を奪って独裁的地位を固め、外には軍事力の強化によって自治権を拡大していった。軍事力強化のためには、ヨーロッパ人を雇って軍学校を設け、農民を徴発してフランス風軍隊を創る一方、資金捻出のため増税と農業開発に努め、またヨーロッパから技師と設備を導入して近代工業を興そうと試みた。こうして創り出した強力な軍隊を用いて、エジプトはアラビア半島、スーダン、シリア地方を支配するに至り、一八三九年には独立を目指してトルコと対決するが、東方の現状維持

を望むイギリス等ヨーロッパ列強の干渉によって敗北した。一八四一年のトルコとの協定で、エジプトはシリア、アラビアを失ったが、アリー家はエジプト総督の世襲権を得、内政の独立をヨーロッパ列強にも承認させた。しかし、トルコが一八三八年にイギリス他の諸国と結んだ通商協定が、エジプトにも適用されるようになり、政府による独占的経済管理体制が崩壊し、エジプト経済の対ヨーロッパ従属傾向が強まることになる。⁽²⁾

本稿は、この一八四一年以降、オスマン・トルコからは内政の独立を得たエジプトが、ヨーロッパ諸国と経済的結び付きを強め、ヨーロッパ的近代化を目指しながら実際は従属的發展の道を辿り、一八八二年にはイギリス軍による占領という形で政治的にもヨーロッパ勢力の支配下に置かれるに至る過程を扱う。その際、まずエジプトが外国の圧力に対応して既存体制の変革を迫られた状況、すなわち対外関係の影響を分析し、ついで、政権がどのようにして権威と支配体制の維持に努めたか、その政治的近代化の試みを概観し、最後にそうした「上部構造」を支える「下部構造」、すなわち経済力を強化しようとし、その政策が逆に政権の命取りとなつてゆく顛末を明らかにしたい。それによつて、近代化と従属的發展の関係如何という、こんにちますます重要な理論的問題の解明にいささかなりとも貢献しうれば幸いである。⁽³⁾

もとより、この課題を十分に果たすには、少なくとも一冊の書物を著わす必要があるが、筆者にはその用意がない。旧稿に述べたように、筆者の主たる関心は「ナセル革命」後の時期にあり、⁽⁴⁾本稿はその歴史的背景を探る作業の一環であるとして理解いただきたい。

注

(1) 白人奴隷出身の軍人・官僚達。エジプトでは、一三世紀からマムルーク朝をなし、オスマン・トルコによる征服後も地方の実権を握っていた。

(2) ムハンマド・アリー時代のエジプトについては、邦語文献も若干ある。三木亘「オスマン帝国のアラブ支配とその解体」(『岩波

講座世界歴史」二二、一九七一年、岩永博「ムハンマド・アリー、近代エジプトの苦悩と曙光と」(一九七八年)、石田進「帝国主義下のエジプト経済」(一九七四年)、(G・ニア)「近代エジプトの経済・社会発展」(アジア経済研究所所内資料、一九七〇年)、山根学「植民地化過程におけるエジプト」(同志社商学「三」巻三号、一九八一年)等。欧文文献は、これらの注及び次を参照——J. Vakkariotis, *The History of Egypt, From Muhammad Ali to Sadat* (London, 1980), *Bibliography*

(3) 近代化と従属的發展に関わる理論的問題については、拙稿「近代化論と従属理論——発展途上国研究の理論枠組を求めて」(『金沢法學』二七巻一・二合併号、一九八五年)参照。

一八四一―八二二年のエジプトに関する邦語文献は、ままとまったものが少ない。中岡三益「一九世紀中葉におけるアラブ社会の姿——エジプトを中心として」(『岩波講座世界歴史』前掲巻)の外、石田進とG・ニアの前掲書、山根学前掲論文がこの時期についても説き及んでいる程度である。より特殊な分野の研究としては、今尾登「スエズ運河の研究——外交史的・政治的・経済的地位」(一九五七年)、山内昌之「オスマン帝国とエジプト——一八六六―一八七七年クレタ出兵の政治史的研究」(一九八四年)、板垣雄三「オラビー運動(一八七九―一八八二)の性格について」(『東大東洋文化研究所紀要』三二号、一九六三年)、中岡三益「一九世紀英埃関係の経済史的考察」(『オリエンツ』一二巻三・四号、一九七一年)がある。

外国語文献は無数にあるが、筆者が利用しえた主なものは次の通り。通史としては、エジプト人自身による現在なお唯一の本格的エジプト近代史である、'Abdul-Rahman Al-Rafiq'iの二連の著作——'Asr Muhammad 'Ali (ムハンマド・アリー時代)(カイロ、第三版、一九五一年。以後 Al-Rafiq'i (I)と記す)、『Asr Isma'îl (イスマエール時代)二巻(カイロ、第二版、一九四八年。同じく Al-Rafiq'i (2))、Al-Thawra 'Urbîya wa-l-Ihtilâl al-Ingilîzi (ウラビー革命とイギリスによる占領)(カイロ、第三版、一九六〇年。Al-Rafiq'i (3))、やはりエジプト人によるが、はるかに簡略な M. Rifat Bey, *The Awakening of Modern Egypt* (London, 1947)、フランス人による G. Hanotaux, ed., *Histoire de la Nation Egyptienne, tome VI* (Paris, 1936) (A 4 版五九六ページの大著)、うち F. Charles-Roux, *L'Égypte de 1801 à 1882* が大部分を占める)、『イギリス人による The Earl of Cromer, *Modern Egypt, Vol. I* (London, 1908) (著者は財政専門家としてエジプトに派遣され、のちイギリスの高等弁務官としてエジプトを支配した。本書は、一八七六―一八八三年についての部分が三四五ページを占める。明治時代に邦訳が出てくるらしいが、筆者は未見)等。法制史的側面については、A. Schälich, "Constitutional Development in Nineteenth Century Egypt—A Reconsideration" (*Middle Eastern Studies*, Jan. 1974), J. N. D. Anderson, "Law Reform in Egypt: 1850—1950" in P. M. Holt, ed., *Political and Social Change in Modern Egypt* (London, 1968) 等。

経済史については、E. R. J. Owen, *Cotton and the Egyptian Economy 1820—1914* (Oxford, 1969) が一番詳しいが、木綿栽培に焦点を絞っている。A. E. Crouchley, *The Economic Development of Modern Egypt* (London, 1938) はムハンマド・アリー時代か

ら第一次世界大戦直後までを中心とする概説。D. S. Landes, *Bankers and Pashas—International Finance and Economic Imperialism in Egypt* (Cambridge, Mass., 1979. First published in 1958) は、一仏人金融資本家がイスマーイールとの結び付きによって巨富をなし、やがて没落していく過程を詳述したもの。C. Issawi, *An Economic History of the Middle East and North Africa* (N. Y., 1982) は、一八〇〇—一九八〇年の中東経済史概説であるが、エジプトを同地域の他国と比較するのに役立つ。農業の生産についての統計は、P. O'Brien, "The long-term growth of agricultural production in Egypt: 1821—1962" in Holt, op. cit. が一番信頼できそう。次の一番も、本稿にとって有用な論文を含んでいる——W. R. Polk & R. L. Chambers, eds., *The Beginnings of Modernization in the Middle East: the 19th Century* (Chicago, 1968); C. Issawi, ed., *The Economic History of the Middle East 1800—1914, A Book of Readings* (Chicago, 1966. Issawi の前掲著書と区別するため、Issawi, ed., op. cit. と記す)。

一次資料はほとんど利用していないが、*Parliamentary Papers, Egypt No. 5 (1879)* (London, 1879) をたまたま入手、参照した。このように、わずかな文献をしか利用していないが、本稿の限定された目的をある程度果たすことは可能であつたと思う。

- (4) 拙稿「エジプト『アラブ社会主義』体制の発容」(『金沢法學』二六巻二号、一九八四年)参照。

二、対外関係

(1) トルコからの自立化

序でふれたように、ムハンマド・アリーは、一八二九年、オスマン・トルコからの独立を目指して拳兵、エジプト軍はトルコ軍を破つて小アジア半島に進出し、エジプト艦隊はトルコ艦隊の寝返りにより戦わずしてイスタンブールの前面に達した。トルコ政府はアリーの要求承認に傾いたが、トルコの弱体化がロシアの進出を招くことを恐れたオーストリアとイギリスは、フランス、プロシヤ、ロシアを誘い、スルターンに対してこの五カ国の同意なしにはいかなる現状変更の決定もしないよう要求した。しかし、フランスはエジプトに同情的で、これを除く四カ国の代表が一八四〇年七月、ロンドンに会合して協定を結んだ。それによると、ムハンマド・アリーは、

- (1) 十日以内に撤兵を受諾すれば、エジプトの世襲権と、南シリア総督領の終身受領権を得る。
- (2) 十日を過ぎたら、南シリアを失い、エジプトのみとされる。
- (3) さらに十日を過ぎても拒否し続けるならば、四カ国は彼から一切の権限・領地を取り上げさせる。

……ということであった。⁽¹¹⁾

この協定を受けて、トルコはエジプトに最後通牒を發し、アラーは当然反撥して、列強の介入より先に軍事的決着をつけようと考えたらしい。けれども、フランスが「防衛に徹し、交渉は任せよ」と勸告し、エジプトはそれに従った。しかし、フランスは首相更迭など政情不安定だったためもあり、他のヨーロッパ諸国との対決に踏切ることができず、結局エジプト軍はイギリス軍（と若干のオーストリア軍）の介入によって屈伏させられてしまった。⁽¹²⁾ それでも、フランスの後押しでアラーは失脚を免れ、翌年四月のスルターン勅令により、

- (1) エジプト総督の地位を、オスマン朝と同一規則に従い、子弟中最年長の男子に世襲させることができる。
- (2) スルターンへの貢納金は、合意による一定額とする（四〇万オスマン・ポンドとされた）。
- (3) 大佐までのエジプト軍将官の任免権を得る。

……とされた。けれども、エジプトは、ヨーロッパ列強の介入によって独立の夢を打ち砕かれただけでなく、シリアとアラビアを失い、兵力を一・八万人までに制限され（開戦前は十五万人以上であった）、さらにトルコが外国と結んだ全条約を押しつけられることになった。⁽¹³⁾

とりわけ問題なのは、トルコが一八三八年にイギリスと結んだ通商協定で、これはあらゆる独占を禁止し、イギリス商人は輸出入税以外の税を払うことなしに物品を購入できるとし、その輸出入税は、輸入・通過が三％と低率に定められ（輸入者が払う国内税に代えてさらに二％分払うとされたが）、輸出は十二％と不平等なものであった。⁽¹⁴⁾ 他のヨーロッパ諸国もイギリスにならって同様の協定を結び、それらがエジプトに適用されることに

なったのであるが、これは政府による農産物専売制の廃止を意味した。アリーは、様々な手段を用いて専売制を維持しようとしたが、高齢となつて一八四八年に引退する頃には、専売制は事実上崩壊していた。⁽⁵⁾ こうして押しつけられた自由貿易の経済的影響は、第四節で論じよう。

アリー引退ののち、イブラーヒーム(Ibrahim, 一八四八年)、アッバース(Abbas, 一八四八〜五四年)、サイード(Said, 一八五四〜六三年)と短命政権が続き、一八六三年、アリーの孫イスマーイール(Isma'il)が総督に就任する。この間、一八五四〜五六年には、トルコを助けてクリミア戦争に参戦し、⁽⁶⁾ また一八六二年には、フランスの要請でメキシコに派兵している(一八五四〜五五年の革命・内戦に、フランスがイギリス、スペインとともに介入したもの)。

イスマーイールは、就任後スルターンを招いて歓待したり、高価な贈り物や貢納金倍増(七五万オスマン・ポンドに)によつて一八六六年に総督位世襲規則の変更を許された(自分の弟ではなく、長男に継がせることになつた)。⁽⁷⁾ さらに、翌年、クレタ戦争への参戦と引き替えに、総督に代えて「藩王」(Khidiw, Khedive)の称号と、内政・財政上の独立、及び郵便、関税、外国人居留者の規制について条約を結ぶ権利を認める勅令を得た。⁽⁷⁾ こうして、トルコとの関係ではほとんど独立的地位を得たが、それに先立つ一八六一〜六二年のトルコ・列強間通商条約改正で関税は輸出入ともに八%とされ、さらに輸出税はその後毎年1%ずつ減らされて1%にまで下がった。⁽⁸⁾ すなわち、輸出し易くはなつたが、財政は輸出税に依存しえなくなり、他方輸入税は国内産業保護のためには十分高くなかつた。

(2) スエズ運河

この時期以降のエジプトが、帝国主義諸国の重大な関心の的となるのは、とりわけスエズ運河開さくによるも

のであるが、それは一八五九年に開始され、十年後の一八六九年に竣工した。この事業は、周知の通りフランス人レセップス (F. M. de Lesseps) の企画・実行にかかるものだが、彼は外交官としてエジプト在任中にサイードの家庭教師を勤め、かつ運河計画の研究に着手したのだった。のちにサイードが総督に就任するや、この計画を提出し、ただちに特許権を与えられた。¹⁹⁾しかし、運河会社の株式は、フランス二〇万株、その他二〇万株を見込んだところ、フランスに対抗心を燃やすイギリスからは一株の応募もなかったし、全部で三一万四、四九四株の申し込みしかなかった(うち二〇万七、一一〇株がフランス人、九万六、五一八株がトルコ人——実はエジプト総督)。結局、残る八万五、五〇六株も総督が引き受けることになり、エジプトにとって大きな財政的重荷となった。²⁰⁾そればかりか、就業労働力の四分の三はエジプトが供給すると定められ(常時二―三万人に達した)、それだけ農業に必要な労働力を奪われた。²¹⁾しかも、このエジプト人労働力は、当初賦役として強制的に徴募されたものだったが、イスマール総督になって改められる。

サイードは、イギリスの圧力を受けたトルコ政府の反対を無視して運河開さく工事を始めさせていたが、彼の急死後、トルコ政府はイスマールに、

- (1) 強制労働の廃止。
- (2) 運河地帯の土地利権の回復。
- (3) 運河の深度を、軍艦の通過不可能な程度とする。

……等の条件を満たせば工事を許可する、と通達した。イスマールにとつても(1)・(2)は望むところで、かくて生じたエジプト政府と運河会社間の紛争を、フランス皇帝ナポレオン三世が仲裁した。それにより、運河会社はエジプト人労働力を六千人に減らし、ナイル川運河地帯間の用水路の利権を返還するが、その代わりにエジプト政府は多額の賠償金(八、四〇〇万フラン。運河会社の資本金の半額に近い)を支払うことになった。²²⁾結

局、建設費総額一、六〇〇万ポンド中約一、一五〇万ポンド（七二％）をエジプトが負担し、それに対して利益の五一％しか受け取れないことになったのである。¹¹²しかも、後述する財政難から、イスマールは運河会社の持株売却を決意し、一八七五年にわずか三九八万ポンドでイギリス政府に譲渡した。¹¹⁴最後に残っていた特許権料（利益の一五％）受領権も、一八八〇年、フランスに二、二〇〇万フランで売却してしまう。¹¹⁵こうして、スエズ運河は、ヨーロッパ列強のアジア植民地との交通を極めて容易にしたが、建設資金と労働力の大半を提供したエジプトには、ついに何の利益もたらさないうちになったのである。

(3) 外国借款

ムハンマド・アリーは、意欲的な近代化政策を追求したけれども、死後に負債を残さなかった。しかし、彼に続く総督達は、いずれも放漫財政により負債の山を築いていった。アッバースは、ナイル川の堰堤工事（アリーから引き継ぎ、サイード時代の一八六一年に一応完工）や鉄道建設（イギリスの協力で一八五二年着工、サイード時代の五六年にアレクサンドリアーカイロ間、五八年にカイロースエズ間が開通）等で二七〇万エジプト・ポンド¹¹⁶、サイードはスエズ運河や海運事業、海外派兵等で一、六三一万エジプト・ポンド¹¹⁷の負債を残した。すでにサイードの時、一八六二年に、初めて外国債が起こされ、額面三二九万ポンド、実際は約二五〇万ポンドを借り入れている。¹¹⁸イスマールになると、一八六四年（額面五七〇万ポンド、実現四八六万ポンド）、一八六六年（同三〇〇万、二六四万）、一八六八年（一、一八九万、七一九万）、一八七三年（三、二〇〇万、一、九九七万）と借金を重ねた。しかも、これらの政府発行の外債の外に、イスマールによる私的発行も一八六五年（三三三万、二七五万）、一八六七年（二〇八万、一七〇万）、一八七〇年（七一四万、五〇〇万）に行なっている。¹¹⁹一八六二年のものと合わせると、公債の合計は額面五、五八九万ポンド、私債合計一、二六一万ポンド、両者合わせ

て六、八五〇万ポンドに及ぶ。公債による実現借入高は一八六三―七四年間の累積歳入の約二二%に達しているが、この外、短期借入金が同期間に合計二、〇九〇万ポンドもあり、累積歳入の約一三%をなした。²²⁰

これらの外債の償還は、実現高に対する利率が八・〇―一・六%に及び、減債基金が一・三―四・五%で（一八六六年のものは、償還期限が八年と短いため、一八・九%に達する）、計一〇・〇―一五・一%（一八六六年のものは二六・九%）と厳しいものであった。²²¹ これらの外債や借入金への利子・減債基金の支払いが、一八六三―七四年間の累積歳入の約二六%を占めている。²²²

この間、一八六九年にスルターンがエジプトの新規借款を制限するという事件があった。これは、イスマリーールが渡欧して独立国の元首のごとく振舞ったことへの処罰的措置で、トルコの側では藩王罷免、エジプトの側では完全独立への動きがあったが、「東方問題」再燃を恐れるヨーロッパ列強の圧力でそうした動きは抑えこまれた。そして一八七二年に、イスマリーールはスルターンを訪れ、贈り物攻勢で借款の自由を回復している。²²³

なぜ、そうまでして借金を重ねなければならなかったのか。イスマリーールの経済政策は第四節で論じるが、アッバース、サイドド以来の鉄道建設・運河開さくに加えての輸送・通信体系整備、都市開発（水道、交通、街燈、ガス等）等建設的事業を推進した功績は認めるべきだ。²²⁴ しかし、帝国主義的野心によるスーダン遠征（一八七一年にウガンダ辺、七五年にエリトリア辺まで領土拡大。しかし、アビシニア征服には失敗。一八七三年頃、国内に九万、スーダンに三万、計一二万人の大兵力を擁していた）、²²⁵ ヨーロッパの王室をまねた官廷造り（宮殿三十を造営）、株式投資失敗等の浪費や、²²⁶ スルターンをいわば買収するための贈り物・貢納金増額が、すでに財政を逼迫させていた。にもかかわらず、借金でそうした大事業を推進し、やがて利子払いのためにも新たな借金をしなければならなくなったのである。

(4) 外国による財政管理とそれへの抵抗

一八七四年にトルコ政府が破産するや、エジプト政府もはや信用が得られなくなった。前述のようにスエズ運河会社の持株を手放したが、それも焼け石に水。ついに、一八七六年四月、イスマールは、「四、五月に満期となる公債の支払いを三カ月延期する」と布告せざるを得なくなった。ヨーロッパ諸国の要求で、債権者代表による「公債管理委員会」(Sundūq al-dīn al-'umūmī, Caisse de la dette publique; フランス、イギリス、イタリア、オーストリアから各一名の四委員で構成。イギリスは最初非協力的だったが、翌年ベアリング—E. Baring. のちのクローマー卿——を派遣)が設置され、一括利子払いにあたることになった。さらに、英仏の財政監督官を受け入れ(英人が歳入を、仏人が歳出を監督。この制度は、「二重管理」Raḡaba thumā'īya, Dual control と呼ばれた)、重要担保である鉄道とアレクサンドリア港に対する特別理事会(五理事中三名英・仏人、二名エジプト人)も設置された。⁶⁷⁾ こうして、翌一八七七年には歳出(藩王の内廷費を除いた分)の実に七八%、七四七万エジプト・ポンドが負債償還にあてられ、行政費や人件費の支払いはいっそう滞った。⁶⁸⁾ たまたまナイル川の水位が低く、不作の年となったこともあって、この方式はすぐ行き詰まった。翌一八七八年に国際調査委員会が組織され(公債管理委員四名に英・仏人各一名、エジプト人一名で構成)、まもなく次のような勧告を提出する——

- (1) 藩王は、内閣に権限を移譲し、財政制度の改革にあたらせる。
- (2) 藩王は、私有財産を国家に移管し、毎年定額の内廷費を受け取る。⁶⁹⁾

イスマールはこれを受け入れざるを得ず、同年八月にヌーバル・パシヤ(Nubar Pasha)を首班とし、英人を財務相、仏人を公共事業相とする内閣(Majlis al-nuḡār; 外務相・法務相は首相が兼任、外に内務相・軍事相・教育相の計六名で構成)を任命した。彼の一族の所有地(約九二万ファッダン⁶⁵⁾、当時の耕地の五分の一)や家屋の管理は、英・仏・エジプト人三名からなる委員会に委ねられた(内廷費は年額三〇万エジプト・ポンド

とされた)。それにより、ようやく新たな借款(額面八五〇万ポンド、実現六二二万ポンド)が得られ、財政再建の手掛かりとされた。⁵¹⁾

しかし、ヨーロッパ人の閣僚を擁し、首相もまたアルメニア系キリスト教徒であるこの内閣を、エジプト国民は「ヨーロッパ人内閣」と呼んで敵視した。エジプトでは、オスマン・トルコによる征服以来、トルコがヨーロッパ諸国と結んだ協定に基づいて外国人特権 (Imtiyazat ajnabiya, Capitulations、免税・領事裁判権等) の尊重が義務付けられていたが、サイードの時以来、領事裁判が刑事事件にも及ぶなど、特権が拡大された。さらに、一八七六年には「混合裁判所」(Muhakim muhailita, Mixed courts) をカイロ、アレクサンドリア、イスマリーリヤに設けた(アレクサンドリアには控訴院も)。これは、エジプト人と外国人との間の民事・商事紛争を、外国人判事(一四カ国が派遣)にエジプト判事を加えて裁くもので、エジプト政府の財政政策にも干渉した。⁵²⁾ そうした状況で「ヨーロッパ人内閣」が登場し、ヨーロッパ人債権者のためにエジプト国民を経済的に締め上げようとしたのだから、当然民族主義的の反撥を呼び起こすことになる。

一八七九年二月、将校・兵士の一団が財務省でヌーバール首相と英人閣僚を吊るし上げるといふ事件が起きた。イスマリールは、得たりとばかり、世論鎮静を口実にヌーバール内閣を罷免した。四月には、各界著名人が「国民憲章」(Al-Li'ihat al-wataniya) を起草・署名して藩王に提出し、後述する諮問会議に実権を与えよと要求する。イスマリールはこれに応え、財政の監督をこの会議に委ねようとした。英仏は対策を協議していたが、ここに至って藩王に退任を勧告する。イスマリールは、スルタンの支持をあてにしてこの勧告を拒否するが、スルタンは自らの主権を再確認させようこの機会を逃さず、さっさと彼を罷免してしまった(一八七九年六月)⁵³⁾。

イスマリールの長男タウフィック (Tawfiq) が新藩王に任命され、⁵⁴⁾ 英仏二重管理体制が復活した(監督官は閣議出席権を与えられた——投票権は持たないが)。翌一八八〇年、「清算委員会」(Lajnat al-tasfiya, Commis-

sion of Liquidation) が任命されたが、これは公債管理委員四名に英・仏・独人各一名を加えた七名で構成され、債権者と交渉して外債の主要部分の利率を年四％に引き下げた。一方、私有地への課税を強化し、歳出の四四％を負債償還にあてる政策がとられた。⁵⁵ これは、それ以前の状態に比べてとくに厳しい措置であったとは言えないが、国民はすでにヨーロッパ人支配を耐え難く感じていた。前年の「国民憲章」運動は、秘密組織「国民党」(Al-Hizb al-watani)の活動に引き継がれた。この組織の実態はよく分からないが、農民出身将校(軍の上層部はトルコ系貴族が独占していた)を中心とし、地主層と結び付いたものだったようだ。⁵⁶ 前者の中心人物がウラービー(A. 'Ujabi)大佐であり、やがていわゆる「ウラービー革命」を指導することになるが、この事件についてはここで詳説する余裕がない。

要するに、新藩王タウファイークは、国民にヨーロッパ列強のかいらいと見られていたし、彼自身それを自覚していた。そこで、ウラービーら農民出身将校団が一八八一年初め頃から公然と反抗するや、次々に要求を認めざるを得なかった(軍事相の更迭、将兵の昇任・昇給等)。英仏が共同覚書による干渉を試みてかえって世論を激昂させ、その圧力で翌一八八二年初め、ウラービーが軍事相に任命される。この政府は、次節で述べるように議會を招集して憲法を採択させ、行政機関・軍隊から外国人を追放する一方、忠実な役人・軍人をどんどん昇任・昇給させた。英仏は、それぞれの艦隊をアレクサンドリア港に差し向けて圧力をかける一方、イスタンブルでドイツ、オーストリア、ロシア、イタリアを加えた国際會議を開く(トルコは最終局面まで不参加)。フランスはトルコの介入に反対しつつ、自ら行動に出ることもできなかった。結局、アレクサンドリア他で反ヨーロッパ暴動が起さるや、英軍が単独でエジプトを占領するのである。⁵⁷

(5) 小結

このように、一八四一年にオスマン・トルコからの独立を英軍によって妨げられたエジプトは、一八八二年には英軍に直接占領され、以後形式的にはトルコの属領にとどまるとしても、実質的にイギリスの支配下に入るのである。この間、トルコがヨーロッパ諸国と結んだ不平等条約がエジプトにも適用され、外国人特権が拡大され、自由貿易を押しつけられた。そのため、後述するように経済がヨーロッパとの分業体制に組み込まれて従属的發展を遂げるが、財政面でも外国借金を重ねたあげく、一八七六年以降外国の管理下に置かれる。ヨーロッパ人の求めに応じて建設した鉄道やスエズ運河も、やがてヨーロッパ人に管理されるようになり、エジプトにあまり利益をもたらさなげかりか、戦略的要地として帝国主義列強の争奪の的となった。この期間のエジプトの内政は、こうした対外関係の網の目の中で、その圧倒的な影響力に対応しつつ政治的・経済的近代化を図ろうとするものとなった。次にその過程を調べよう。

注

- (1) Al-Raḥī'ī (1), pp. 244-335; Hanotaux, op. cit., pp. 179-211; Rifaat, op. cit., pp. 64-80.
- (2) Al-Raḥī'ī (1), pp. 336-351; Hanotaux, op. cit., pp. 213-224; Rifaat, op. cit., pp. 80-85.
- (3) Al-Raḥī'ī (1), pp. 357-371; Hanotaux, op. cit., pp. 224-227; Rifaat, op. cit., pp. 85-88.
- (4) Issawi, op. cit., p. 19; 山内前掲書、五四ページ。
- (5) Owen, op. cit., pp. 65-68; 石田前掲書、一四七-一五一、一七三-一七六ページ。
- (6) その功績で、兵員枠を三万人に拡大されているが、実際は一・二万人で満足していた。また、このサイドの時代に、終身徴兵制を改め、一年未満の兵役制を確立した。Hanotaux, op. cit., p. 261.
- (7) Al-Raḥī'ī (2), Vol. 1, pp. 74-77; Rifaat, op. cit., pp. 111-113; 山内前掲書、とへに第六章第一節。
- (8) Issawi, op. cit., p. 20.
- (9) Hanotaux, op. cit., pp. 262-267; 今尾前掲書、三五-三八ページ。
- (10) Hanotaux, op. cit., pp. 273-274; 今尾前掲書、七四-七八ページ。

- (11) Landes, op. cit., pp. 179-181; 今尾前掲書、九三-九四ページ。
- (12) 労働力の削減は機械で補うことができたし、用水路沿いの土地は未開発であったから、この裁定は明らかに運河会社の肩を持つものだった。これに怒ったイスマーイールは、以後フランスよりイギリスに近づく。Landes, op. cit., pp. 224-226 & 255-257. 今尾前掲者八七-八八ページによると、賠償金は八、四〇〇万足す四、六〇〇万フランとなるが、これは誤解であろう。
- (13) 特許権料一五%と、株支配当七五%中の四八%＝三六%の合計。石田前掲書、一九六-二〇一ページより。
- (14) 今尾前掲書、二五-三六ページ。Hanotaux, op. cit., pp. 341-342.
- (15) 今尾前掲書、一六九-一七〇ページ。Hanotaux, op. cit., p. 354.
- (16) 石田前掲書、二二-二七ページ。
- (17) 同右、二二九ページ。Landes, op. cit., p. 128, footnote 1には、一、二五〇万エジプト・ポンドという説が紹介されている。
- (18) 石田前掲書、二二七ページ。Landes, op. cit., p. 339.
- (19) 石田前掲書、二三六-二三九、二四三ページ。Landes, op. cit., p. 339.
- (20) Issawi, op. cit., p. 66より。ただし、ここでは公債による実現借入高は約三、五一〇万ポンドとされており、本稿の数値の合計約三、七二〇万ポンドと若干相違する。
- (21) 石田前掲書、二三六-二三九、二四三ページ。山根前掲論文、二七ページ。
- (22) (20)に同じ。
- (23) また一八七三年には、それまでに与えられた諸特権の再確認と、兵員枠の撤廃（装甲艦建造のみ制限）を得ている。Al-Rafi'i (2), Vol. 1, pp. 78-81; Hanotaux, op. cit., pp. 307-313.
- (24) Al-Rafi'i (2), Vol. 2, Chap. 10. イスマーイール時代の公共事業費は五、五三九万エジプト・ポンドに及び、その内訳は、スエズ運河一、六〇〇万、その他の運河一、二六〇万、鉄道一、三三六万、精糖工場六一〇万、アレクサンドリア港二五四万、スエズ港一四〇万、橋二二五万、電報八五万、その他三九万とされる。Crouchley, op. cit., p. 117.
- (25) Al-Rafi'i (2), Vol. 2, p. 183. (23)でふれた、一八七三年のスルターン勅令による兵員枠撤廃は、既成事実の追認だったので。
- (26) Al-Rafi'i (2), Vol. 2, pp. 46-48.
- (27) Ibid., pp. 59-62; Hanotaux, op. cit., pp. 343-348; 石田前掲書、二七六-二八九ページ。
- (28) 石田前掲書、二九七-三〇〇ページ。
- (29) Al-Rafi'i (2), Vol. 2, pp. 68-70; Cromer, op. cit., pp. 42-61; 石田前掲書、三〇二-三〇九ページ。

- 95) 1 faddan = 4,200m².
- 96) Al-Rāfi'i (2), Vol. 2, pp. 73-77; Cromer, op. cit., pp. 60-63.
- 97) 刑事事件は正々たる領事裁判に委ねられた。Al-Rāfi'i (2), Vol. 2, pp. 247-253. このように、外国人特権を前提としたものであったが、Hanotaux, op. cit., pp. 328-331; Rifaat, op. cit., pp. 118-120 には、混合裁判所制度がヨーロッパ諸国との困難な交渉の末にようやく実現された改革であることが説かれている。
- 98) Al-Rāfi'i (2), Vol. 2, pp. 182-200 & 225-233; Cromer, op. cit., Chaps. 5-8. Hanotaux, op. cit., p. 360 には、イスマーイール罷免は、国民の不満を抑えられる指導者を追放したことで、状況をますます悪化させたと批評されている。なお、Parliamentary Papers, op. cit. には、ヌーバール内閣の時期のエジプトについての重要史料である。
- 99) スルターンは、この機会に一八七三年の勅令を撤回してエジプトの独立性を弱めようとしたが、英仏の反対で、兵力を一八万人以内に削減させる程度に止めた。Al-Rāfi'i (3), pp. 33-35; Cromer, op. cit., pp. 154-158.
- 100) Al-Rāfi'i (3), pp. 59-63; Cromer, op. cit., pp. 162-173; 石田前掲書、三一九-三二六ページ。
- 101) Al-Rāfi'i (3), pp. 80-82; 坂垣前掲論文、二六九-二七八ページ。
- 102) Al-Rāfi'i (3), passim; Cromer, op. cit., Part II; Hanotaux, op. cit., pp. 365-412; 坂垣前掲論文を参照。

三、政治

(1) 統治制度

ムハンマド・アリー時代、すでに統治制度の近代化が着手されていた。彼は、マムルーク領主達を滅ぼし知事 (mudir) を派遣して地方を掌握、一八二九年には高官・名望家の会議を召集して為政への助言・要望を求めた。行政組織においては、ヨーロッパ人を招いて要職につけ、外務省・公安省・農業省・教育省・陸軍省・海軍省・財務省等を整えていった。ヨーロッパ人を招くだけでなく、留学生をイタリア、フランス、イギリスに派遣（合計三一一人）、ヨーロッパ風の専門学校や初等・中等学校の設立に努めた。¹¹⁾しかし、一八四八-五四年の総督アッ

バーズは反動的人物で、アリーの欧化政策を改め、ヨーロッパ人官吏・教員を追放した。国営の工場や学校の多くは閉鎖され、軍備は縮小され、開墾事業も停滞した。おかげで国民の税負担は軽減されたが、アッバース自身は蓄財に励んだ。⁽¹²⁾

彼が暗殺されたあと、ヨーロッパ風教育を受けたサイドが総督となり、再びエジプトのヨーロッパ化が目指された。中央では内務・財務・軍事・外務の四省を再編成し、地方では統制を引き締めて治安を改善した。税制改革で財政を安定させ、アッバースが廃止した学校も一部再開させた。⁽¹³⁾ 続くイスマーイールは、フランスの士官学校で学んだ人物で、サイドの欧化政策を引き継ぐ。しかし、彼らもなお専制君主的存在であり、その権力を制限しえたのは、基本的には地位継承と対外関係に関わるスルターンの勅令だけであったが、やがてヨーロッパ人債権者の意向が財政を左右するようになったのである。

イスマーイールは、一八六六年に「代表者諮問会議」(Majlis shūrā al-nuwāb, The Consultative Assembly of Delegates)を召集し、地主階級の代表者七五人(地方の村長、都市の名望家間で互選)に為政につき諮問した。この会議には立法権はなく、増税に対する世論の反対を緩和するために利用されたにすぎない。⁽¹⁴⁾ ともあれ、これはトルコ系支配階級⁽¹⁵⁾に対するエジプト人地方名望家層の発言力強化を反映していた。彼らは、後述の綿花ブームに乗って経済力を蓄えたのである。また、すでにそれ以前に、サイドが、高級官吏・将校団にエジプト人を導入しようと試み、公文書をトルコ語からアラビア語に切り替えるよう命じてもいた。⁽¹⁷⁾

しかし、行政機関及び軍隊の実権はなおトルコ系支配階級が握っていた。前述のヨーロッパ列強の圧力によって初めて、一八七八年に責任内閣制が成立したが、これは国民の目に支配階級の威信を傷つけるとともに、エジプト人名望家層を力づけた。イスマーイールが罷免されるや、藩王の権威は完全に失墜し、国民が自己の権利を主張し始めた。それが前節でふれたウラービー革命となっていくのだが、ここにはヨーロッパ勢力に対するエジ

プトの愛国主義的反撥（イスラーム教に基づくトルコとの連帯感を含む）と、エジプト内のトルコ系支配階級に対するエジプト人の民族主義的・民主主義的要求という二重の対立構造がある。そうした動きの中で、イスマール末期の一八七九年、代表者諮問会議は立法権を与えられて「代表者会議」(Majlis al-nuwwab)と改称、憲法制定の準備を開始する。タウフイクは憲法案を拒否してこの議會を解散したが、八一年末には再召集を余儀なくされる。こうして、民主的な憲法（「基本法」Al-Liḥat al-ʿasasiya. 内閣は議會に責任を負い、議會の承認なくしては立法も課税もなされないとする⁽⁸⁾）が制定された。一八八二年七月に英軍の侵攻が始まるや、藩王と大臣達は英軍を頼んでアレクサンドリアにとどまったが、ウラービーらは抵抗を組織し、カイロに臨時政府・臨時議會を招集したので、ここに二重権力状況が生まれた。英軍の介入がなければ、「ウラービー革命」が成就していたのではなからうか。⁽⁹⁾

(2) 司法・教育

司法制度では、外国人の関わる紛争は別として、一般には伝統的なシャリーア (Al-Sharia, イスラーム法) 法廷に加え、アッバース、サイードの時から都市に地方裁判所・高等裁判所が設置されるようになった。そこでは、ヨーロッパ風の新しいトルコ刑法・商法が適用された。一八七〇年代には、村落・地区レベルにも裁判所が置かれるようになり、シャリーア法廷はついに改組されて個人の身分と財産をめぐる紛争、及び殺人事件のみを扱うこととされた（一八八〇年⁽¹⁰⁾）。この間、前述の混合裁判所設立を準備する過程で、ヨーロッパ、とくにフランスの法律が研究され、一八七五年に新しい刑法・民法・商法が制定された。また混合裁判所制度は、裁判官の地位向上、近代的法律家の育成にも貢献したとされる⁽¹¹⁾。しかし、この制度は、なおエジプト国民にとって屈辱的なものであった。⁽¹²⁾

教育では、サイド下の一八五〇年代から外国系学校の設立が促進され、それに刺激されたエジプト人キリスト教徒の学校設立もあって、一八七〇年代末にはこれら非イスラームの学校が約一五〇校、生徒数一・三万人を擁するに至った。イスマールが総督になると、教育省が復活され、一八六六年には「初等学校令」が發布されて、伝統的クッタブ(Kuttab, イスラーム寺院付属の読み書き学校。当時、全国で推定三万人の生徒を擁していた)の国営初等学校への編成が目指された。しかし、財政難と教員不足から学校整備ははかどらず、一八七〇年代末に国営小学校は約三〇校、生徒数は一八七五年に五、三六二人(うち女子八九〇人)にとどまった。当時、全国で五千校近くを数えた各種学校の大部分はなおクッタブであったが、これらの学校で学ぶ者の数は合計一〇万人を超えたとされる。政府の手を借りずとも、国民の経済力向上を反映して、教育が急速に普及し始めていたようだ。こうして、一八八一年には成人の一〇%が読み書きできたと推定されている。イスマールはヨーロッパの技術・知識の導入にも尽力し、ムハンマド・アリーの設立した軍学校・医学校等に加えて、法学校・工学校・教員養成学校他の高等教員機関を四十校以上新設し、ヨーロッパ留学生も一七二人派遣した。国立の図書館・天文台・博物館、地理学協会等も彼によって設立されている。¹¹⁰

こうした「文明開化」的状況は、当然伝統的思想の革新を迫り、新しい思想的潮流が現われて「ウラービー革命」を準備することになった。その中に、「イスラーム改革派」と「立憲主義派」の二つを区別することができる。前者はアル・アフガニー(Jamal al-Din al-Afghani)とその弟子達の主張で、キリスト教文明によってイスラーム文明が脅かされており、これに対抗するには伝統に固執する態度を捨て、ヨーロッパの科学技術を吸収し、イスラーム諸国が団結していかなければならない、とするもの。他方、立憲主義派はシャリーフ・パシャ(Sharif Pasha)を指導者とする高級官吏・知識人の一団で、議会に責任を負う内閣は、文明国の政府として普遍的な制度であると主張していたが、一八八一年にシャリーフが政府首班となって立法権を持つ議会を実現した。両派とも、

ウラービー革命の挫折とともに沈黙を余儀なくされるが、やがて復活して政党活動の指導原理を提供し、一九一九年の独立革命を準備することになる。¹⁵⁾

(3) 小結

このように、政治面では、ヨーロッパを模倣した統治制度、司法制度、教育機関の整備が試みられるが、なお藩王の独裁的権力、外国人の特権、伝統的教育機関の優位に本質的な変化はなかった。しかし、一九世紀半ばには、すでに中央集権化され相当発達した行政機構を備えていたこと、ヨーロッパ人の圧力によって一八七八年に責任内閣制が導入されたこと、ヨーロッパの学芸・技術が移植されたことは、民族主義・民主主義の思想・運動の發展を促したし、次節で見るように政府が經濟開發に一定の役割を果たすことを可能にした。

注

- (1) Al-Rāfi'i (1), Chaps. 12 & 14; H. Dodwell, *The Founder of Modern Egypt—A Study of Muhammad 'Ali* (N. Y., 1977, First published in 1931), Chap. 7 参照。
- (2) Al-Rāfi'i (2), Vol. 1, Chap. 1; Hanotaux, op. cit., pp. 244—245.
- (3) Al-Rāfi'i (2), Vol. 1, pp. 41—45; Hanotaux, op. cit., pp. 256—257.
- (4) Al-Rāfi'i (2), Vol. 2, pp. 79—81; Hanotaux, op. cit., pp. 313—314.
- (5) マムルークの子孫や、一九世紀になってやってきたコーカサス系人を含む。これら「トルコ人」の総数は、同世紀を通じて二万人を越えない。彼らは都市に集中して住んでおり、徐々にエジプト化していった。ベア前掲書、二二—二五ページ。
- (6) Schölch, op. cit., pp. 7—10; Owen, op. cit., pp. 106—110.
- (7) ベア前掲書、二三—二六ページ。
- (8) Al-Rāfi'i (2), Vol. 2, pp. 200—206.
- (9) Al-Rāfi'i (3), pp. 424—445. この「ウラービー革命」の結果は、軍人独裁体制であったろうという見解があるが (Rifaat, op.

cit., p. 200) 議會はウラービーの意のままにならなかつたし、それどころか藩王の側につく部分も多かつた(Hanotaux, op. cit., pp. 406-407 参照)。臨時政府内でも、ウラービーは必ずしも指導的立場になかつたらしい(Schölich, op. cit., pp. 11-13)から、それは疑わしい。むしろ、クローマーが言うように、宗教指導者のもつて、トルコ系支配階級と妥協した、反ヨーロッパ・イスラーム復古主義政權が生まれたかも知れない(Cromer, op. cit., pp. 323-327)。もっとも、はじめに英仏等列強の内政干渉があつたからこそ、藩王ら支配階級の權威が失墜して革命的狀況が生まれたのであり、そもそもこの仮定は成り立たない。外国の干渉が、かいらいの政權に対する国民の民族主義的の反乱を惹起して、その外国に軍事介入を余儀なくさせる事例はさまざまあり、筆者になじみ深い一九五六年の「ハンガリー事件」も、この点「ウラービー革命」と共通するようだ。拙著『ハンガリー現代史』(一九七九年)第三章参照。

(10) Al-Rafī (2), Vol. 1, pp. 45-46 & Vol. 2, p. 238; Anderson, op. cit., pp. 214-218.

(11) Anderson, op. cit., p. 216.

(12) 当時の日本人も、不平等条約改正に取り組むにあつて、このエジプトの例を研究し、「エジプトの轍をふむなかれ」と決意してゐたそうである。中岡三益『現代エジプト論』(一九七九年)、七一―二二二ページ参照。

(13) エジプト人の多くは、ローマ支配下にキリスト教化し、アラブ征服後徐々にイスラーム教化していった。なお存続するエジプトの単性論派教会は「コプト (Al-Qubt, the Copts)」と呼ばれる。

(14) Al-Rafī (2), Vol. 1, pp. 42-44 & 197-206; F. Steppat, "National Education Project in Egypt before the British Occupation" in Polk & Chambers, op. cit., passim; Rifaat, op. cit., pp. 122-124; ヤア前掲書 三七一―三二八ページ。

(15) N. Safar, Egypt in Search of Political Community—Analysis of the Intellectual and Political Evolution of Egypt 1804-1962 (Cambridge, Mass., 1961), Part I; 板垣前掲論文 二八六―三〇四ページ参照。

四、経 済

(1) 農業の振興

序でもふれたが、ムハンマド・アリーは、農業の生産統制と専売制、かんがい等による耕地拡大によって綿花・

砂糖きび等の商品作物を増産させ、多大の利益をあげた。しかし、一八四一年以降、ヨーロッパ列強の圧力で専売制は崩され、自由貿易が貫徹されていく。アッパース時代には、税や賦役、徴兵が減らされて国民は一息ついたが、運河の維持作業の放棄は農業生産の後退をもたらしした。⁽¹¹⁾ 次のサイドは、運河の修復、アレクサンドリア・カイロ鉄道の完成、スエズ港整備によって農産物の生産・輸送条件を改善した。⁽¹²⁾

こうして、一八六一―六五年のアメリカ内戦による綿花価格暴騰（約三倍になった）の際、エジプトはアメリカに代わってイギリスへ綿花を輸出し、巨利を博することができた。⁽¹³⁾ ちょうどこのブームの最中に総督となったイスマールは、前述のようにかんがい事業や輸送施設整備を進めて綿作、綿花輸出を増大させた。イギリスの木綿業界やヨーロッパ人金融業者も、そのために資金を供給した。彼らと結び付いた支配層は大農園を発達させたが、独立の小商品生産者を基盤とする社会的分業の展開は妨げられることになる。⁽¹⁴⁾

この時期のエジプト農業の発展ぶりを確認しよう。一九世紀のエジプトの統計はきわめて不十分なものだが、オプライエン (P. O'Brien) の綿密な調査から若干の表を引用する（表一―三）。

表一を見ると、綿花は一八四四年の一五・三万キントルから一八七五年の二九二・八万キントルへと、一九倍にふえ、以後だいたいその水準を保っている。伝統的に重要な作物であった小麦、キビ・トウモロコシ、大麦、インゲン豆類、レンズ豆も、一八四四―七五年間にそれぞれ二・六、二・三、一・〇、二・〇、一・九倍と、大麦を除いて増産されている。米と砂糖きびは、この表からはよく分からないが、同じ論文に一八三〇―三五年から一八七二―七八年にかけて、それぞれ年平均で米は一・七万アルダブから二・七万アルダブへ、砂糖きびは六二万キントルから四、一五九万キントルへふえた⁽¹⁵⁾とある。これによると、米は一・一倍とほぼ横ばいだが、砂糖きびは六七倍と、綿花をはるかに上回る伸びを見せている（同期間に、綿花は二・一倍）。しかし、表二に見るように、耕地は一八四四年の三五七万ファツゲンから一八七五年の四八〇万ファツゲンへ、一・三倍にふえたに

表1 農業生産高

年	作物	綿花	小麦	キビ、トウモロコシ	大麦	インゲン豆	レンズ豆	米	砂糖きび
1835		144	950	1,010	560	800	70		
1844		153	2,534	4,495	3,109	2,243	163	490	
1871		2,044							
1872		2,299						445	
1875		2,928	6,662	10,503	3,103	4,575	312	98	
1877		2,594							
1878		1,686							
1879		3,199							
1886		2,932	4,000			3,000	800		38,251

単位：綿花と米は1,000キンタル (qintār) (1キンタル=44.9kg)、それ以外は1,000アルダブ (ardabb) (1アルダブ=198リットル) (O'Brien, op. cit., p. 165より)

表2 耕地の拡大

年	(1,000ファッゲン)
1835	3,500
1843	3,672
1844	3,569
1852	4,160
1862	4,053
1863	4,395
1869	4,500
1873	4,624
1875	4,804
1875	4,703
1877	4,742
1879	4,810
1880	4,719
1881	4,714
1882	4,758

(O'Brien, op. cit., p. 172より)

表3 農業発展の指標

年	指標項目	農業生産高	総人口	農村人口	耕地	作付地	人口一人当り農業生産高	農村人口一人当り農業生産高	耕地一人当り農業生産高	作付地一人当り農業生産高
1821		100	100	100	100	100	100	100	100	100
1830—5		164	119	118	109	—	138	139	150	—
1872—8		1,208	209	206	156	178	578	586	774	679

(O'Brien, op. cit., p. 180)

すぎないから、おそらく通年かんがいの普及による作付面積の増加（とくに、長絨維綿花の）や、生産性の向上がこの成果をもたらしたのであろう。⁶⁷⁾ 実際、表三を見ると、一八三〇―三五年から一八七二―七八年にかけて、農業生産高は七・四倍となっており、農村人口は一・七倍、耕地面積は一・四倍であるから、農村人口一人当り農業生産高は四・二倍、耕地一単位当り農業生産高は五・二倍と、生産性向上が顕著である。

(2) サービス産業・工業

こうした農業の振興は、サービス産業の発展によって支えられた。輸送部門では、鉄道が上エジプトへも伸びて合計一、一〇〇マイルに達し、港湾が拡充され、多くの橋が架けられた。通信部門では、電報線が合計四、八五〇マイルに達し、郵便は一八六五年に公営化された。⁶⁸⁾ 金融部門では、一八五五年の「エジプト銀行」（イギリス資本参加の商業銀行）、一八六四年の「アングロ・エジプシャン銀行」等銀行が続々設立されて、国内資本の動員とヨーロッパ資本の導入に貢献した。⁶⁹⁾ 外国人は、前述のように特権で保護されていたから、綿花ブーム以来エジプトに来て商売する者が急増し、公式統計によっても一八七二年に八万人近く、一八八三年には九・一万人を数えた。⁶⁶⁾

こうした農業・サービス産業の振興と対照的に、工業開発は停滞した。ムハンマド・アリー時代には、種々の国営工場建設により輸入代替工業化が目指されたが、彼の晩年にはその多くが閉鎖されるか民間に払い下げられていた。⁷¹⁾ イスマーイールの時になって、国営工場建設が再開される。綿花ブームが去ったあと、彼はかわりに砂糖でもうけようと考えたのである。前任者達が四つの精糖所を残していたのに加えて、彼は一八六〇年代後半に一七工場を新設し、砂糖きび生産も拡大した。しかし、輸送能力や人材の不足により、一八七八年にはもはや一〇工場しか稼働していなかった。外にも、若干の綿織物・製パン・兵器工場や、帽子・製紙・皮なめし・レンガ・

ガラス工場（各一）を前代から引き継ぐか新設し、一八七〇年代初めには約二千人を国営工場で雇用していた。しかし、エネルギー源の石炭を輸入に頼り、保護関税を持たないエジプトの工業は外国との競争に耐えず、多くの工場はまもなく閉鎖を余儀なくされる。伝統的手工業（織維、皮なめし、家具等）も衰退し、新たに外国資本による製パン・製粉・ビール工場が建設されたが、民間資本が工業に投下されることは例外にとどまった。¹¹²⁾

(3) 貿易

こうしたエジプトの経済発展、著しく不均衡な発展は、基本的にヨーロッパ諸国との貿易によってもたらされたものである。この期間の貿易統計も、きわめて不十分なものであるが、表四は一つの目安になる。

この表の数値は、

- (1) 政府や藩王の購入は、めったに税関を通さなかった。
- (2) ヨーロッパ人居住者も、相当課税逃れの購入をしていた。
- (3) 輸出入物資の価格を、低く設定する傾向があった。
- (4) 一八八〇年以前は、トルコとの貿易を除外している。
- (5) 一八七四年以前は、アレクサンドリア港以外を通じる貿易は除外している。

……等の理由により、過小評価されており、とくに輸入はそうなので、貿易黒字はここに見られるほど巨額なものではなかっただろう、とされる。¹¹¹⁾ともあれ、この表によれば、一

表4 エジプトの貿易、1841-79年(年平均)⁽¹⁾

年	輸 入 (1,000エジプト ・ポンド)	輸 出 (1,000エジプト ・ポンド)
1841-4	1,838	1,671
1845-9	1,631	1,837
1850-4	1,850	2,927
1855-9	2,580	3,683
1860-4	3,520	8,624
1865-9	5,204	11,713
1870-3	6,250	11,134
1875-9	4,685	13,596 ⁽²⁾

(1) 1875年まではアレクサンドリア港のみの数値、それ以後は全エジプトのもの。

(2) 元の数値を9分の1ふやしてある。

(Owen, op. cit., p. 168 より)

八四〇年代初めから一八七〇年代初めにかけて、輸入高は三・四倍、輸出高は六・七倍に急増したことになる。また、一八三八年の総貿易高を三五〇万エジプト・ポンド、一八八〇年を二、一八〇万エジプト・ポンドとする説もあり、この間物価は全体として低下していると言うから、六倍以上の実質的増加があったわけだ。¹⁶⁾

輸出品の主力はもちろん綿花で、一八四〇―四四年の年平均三九万エジプト・ポンドから一八五五―五九年度の同一一三万、一八六五―六九年の九〇七万へと激増、その後若干減って一八七五―七九年は八四二万。これに綿花種子の一八六五―六九年平均五九万、一八七五―七九年一六一万を合わせると、総輸出高に占める比率は一八六五―六九年八二%、一八七五―七九年七四%となる。その他の輸出品は、一八七五―七九年平均で小麦九四万、インゲン豆類七六万等で、¹⁶⁾これらはそれぞれ総輸出高の七%、六%程度である。主な輸入品は、織維品（絹を含む）を中心に、石炭、建築用木材、酒類等で、それぞれの総輸入高に占める比率は、一八六五―六九年平均で三六%、三%、五%、五%、一八七五―七九年で三五%、一二%、二%、二%である。¹⁷⁾貿易相手国は、輸出ではイギリスが綿花の主な買い手として（一八四〇年代後半以降、常に綿花輸出の二分の一―三分の二を吸収）¹⁸⁾支配的地位を占め、輸入でもイギリスが半分近くを供給、二位のフランスをはるかに引き離していた。¹⁹⁾

(4) 土地制度・財政

エジプトの国土は、ムハンマド・アリー時代の初期には、原則としてすべて国有地とされ、それまでの免税地にも課税がなされるようになったが、やがて耕地拡大のための新開地は免税とされ、アリーの一族や功臣、徴税責任者に免税地が与えられて、事実上の私有地化が進んでいた。²⁰⁾サイドの時に、農産物専売制の最終的廃止・作物選択自由化宣言とともに、村への連帯課税から個人課税への移行がなされ（徴税委託制廃止）、農村共同体は基盤を失った。同時に国有地利用権の売買や世襲が認められ、外国人も土地所有を許された。²¹⁾しかし、国有地と私

有地間の課税の不公平（単位面積当り前者は後者のほぼ三倍⁶²⁾）は改まらず、しかも全般に課税が強化されていった⁶³⁾。にもかかわらず、財政難はいっそう深刻化し、一八七二年には、地租六年分を前納するとその後の地租を半額にするという「ムカーバラ法」（*mugābala*とは「受領」の意）が制定された。この一時しのぎの方式は一八八〇年に撤回されるが、すでに前納に応じた者には土地の完全な私有権が認められた（前納金は返済し、人頭税・入市税やその他の様々な名目の課税を廃止するかわりに、地租を引き上げた²¹⁾）。この一八八〇年には、賦役廃止・租税金納制も確立される。

こうして、政府歳入とその他の地租収入は、一八四六／四七年度三〇〇万エジプト・ポンド中一五三万（五一％）、一八五六年度二四〇万中二四〇万（五八％）、一八七三／七四年度九九一万中五六三万（五七％）と推移している。⁶⁵⁾ サイド時代以降の顕著な歳入増加は、経済成長によるとともに、課税強化の結果であり、それは中小農民の没落と大土地所有の拡大を招いた。藩王一人で一八七五年に三五万フアツダンの耕地を所有する（全耕地の七・三％）一方、農村人口の三分の一は土地無し農民であった。⁶⁶⁾ なお、全国的農地調査は英軍の占領下に入るまでついになされなかったが、参考までに一九〇〇年のデータを示すと、九一・四万人が五一・四万エーカーの土地を所有しており、このうち五〇エーカー以上の土地を持つ一・二万人（一・三％）が二二・四・四万エーカー（四四％）を所有する一方、五エーカー以下の土地を持つ七六・一万人（八三％）は一・一・三万エーカー（二二％）をしか所有していなかった。⁶⁷⁾

右のような歳入の増加にもかかわらず、歳出がいっそう急速に増加して、エジプト政度は外国借款に依存するようになったのであるが、それはまた負債償還による財政圧迫を招いた。一八六三―七四年の累積歳出中、利子・減債基金支払いが二六％を占めたことは前述したが、他の歳出項目は行政費三一％、公共事業費二〇％、スエズ運河一〇％、トルコへの貢納五％、戦費五％等である。⁶⁸⁾ その後、さらに財政事情が悪化してついに破産し、外国

による財政管理を招来したのだが、その際にイスマーイル一族の私有地・財産が国家管理下に入るまでは、エジプトはいわゆる家産制国家で、近代的財政制度を持たなかった。国立銀行も存在せず、藩王の浪費をいさめる財政専門家もいなかったようだ。²³⁴

(5) 小結

このように、経済面では、一八四一年以降政府による産業統制が崩されて自由貿易が貫徹し、エジプトはヨーロッパとの結び付きを強めていった。とくに一八六〇年代に、アメリカの内戦による綿花価格高騰の機会を捉え、綿花の栽培・輸出を急増させてからは、イギリス等工業国に原料を供給し製品を受け取るという国際分業体制に組み込まれた。それに伴い、世界的に見ても早い時期に鉄道・港湾等輸送施設や通信体制が整備されたが、工業を保護・育成することはできなかった。こうして、農業を中心に相当の経済成長が実現され、人口も急増し始めた(一八三〇～三五年の二五〇～三五〇万人から一八八二年の六八一万人へ)²³⁵。この期間、約四十年で農業生産高は七倍以上、輸出高は六倍以上にふえているので、一人当り国民所得も三倍近くにふえたと思われる。経済成長率だけを指標とするならば、これは優に経済的「離陸」を達成しうる数値である。しかし、こうした発展は外国の資本、外国製資材、外国人専門家の導入によって起動されたものであった。そのことは、エジプト自身の資本家・企業・技術者の成長を妨げ、その後の発展にとって足かせとなる。²³⁶ 実に、エジプト経済の従属的構造は、英軍占領下に入る以前にほとんど完成していたのである。

注

- (1) Crouchley, op. cit., pp. 107～108.
 (2) Al-Rāfi'i (2), Vol. 1, pp. 26～27; Crouchley, op. cit., p. 112.

- (3) Owen, op. cit., Chap. 4; 石田前掲書「二二一―二二六ページ」。
- (4) Owen, op. cit., pp. 95-98 & 112-118; 中岡前掲雜誌論文「一七三―一八〇ページ」。
- (5) O'Brien, op. cit.
- (6) Ibid., p. 179.
- (7) Owen, pp. 150-152では、人口増⇨労働力増や、進取的経営者への土地集中が農業生産増の要因に加えられている。
- (8) 第三節注④参照。また、Issawi, ed., op. cit., Part VI, Chap. 7.
- (9) Landes, op. cit., pp. 138-142, 205 & 302.
- (10) Owen, op. cit., p. 157. ヌア前掲書三六ページによると、一八七八年にヨーロッパ人が六・九万人。うち二分の一がギリシヤ人、五分の一がイタリア人。
- (11) Owen, op. cit., pp. 82-83.
- (12) Ibid., pp. 153-155; Al-Rafiq (2), Vol. 2, pp. 11-13; Crouchley, op. cit., pp. 135-136. Issawi, ed., op. cit., pp. 365-366 には、工業軽視の歴史的・文化的要因もあつたことが示唆されている。
- (13) Owen, op. cit., pp. 168-169.
- (14) Issawi, ed., op. cit., pp. 363-364. また、Ibid., p. 373では、交易条件の変化を調べて、エジプトの輸出高の購売力を、一九三八年のエジプト・ポンドで一八四八―五二年は三七〇万、一八七八―八二年は二、〇一〇万としており、これは五・四倍増である。
- (15) Owen, op. cit., pp. 166-167.
- (16) Ibid., p. 171.
- (17) Ibid., p. 173より計算。
- (18) Ibid., p. 161より計算。
- (19) Crouchley, op. cit., p. 138.
- (20) Owen, op. cit., pp. 58-64; 石田前掲書「一三〇―一四〇ページ」。
- (21) Crouchley, op. cit., pp. 111 & 126-130; 石田前掲書「一〇三―一〇九ページ」。
- (22) 石田前掲書一七八―一七九ページのデータにより推計。
- (23) Al-Rafiq (2), Vol. 2, pp. 260-262.
- (24) Al-Rafiq (3), pp. 63-66; Cromer, op. cit., pp. 120-122 & 169-170; 石田前掲書「二六一―二七〇ページ」。
- (25) 石田前掲書「一八一及び二四一ページ」なお、「一八七三―七四年度の地租収入は、「土地税」と「公有地への課税」を合計した。

この年度の他の歳入源は、鉄道八八万（九％）、関税五九万（六％）、タバコ入市税五〇万（五％）等。

(26) Owen, op. cit., pp. 145-148; Issawi, ed., op. cit., p. 432.

(27) A. Colvin, *The Making of Modern Egypt* (London, 1906), p. 233. 五〇エーカーと言つても四八フマッタン弱であり、支配階級に属さない村長クラスもその程度の土地は所有していただろう。なお、都市においても、外国の商品・商人の進出で伝統的手

工業者・商人は没落し、残つた者は地主でもある役人・商人であつて、ヨーロッパ的な都市ブルジョアジーは現われなかつた。ヘア前掲書、一七〇一八、二五〇三六ページ参照。

(28) Issawi, op. cit., p. 66より計算。

(29) Landes, op. cit., Chaps. 5-15に「イスマールが外国人金融業者を「ロイヤル・バンカー」とし、ヌーバル・パシヤに

彼らと交渉させていた様が描かれている。ヌーバルも従順な執事のような存在でしかなかったし、イスマールの個人的責任は大きい。

(30) O'Brien, op. cit., p. 174.

(31) C. Issawi, "Asymmetrical Development and Transport in Egypt, 1800-1914" in Polk & Chambers, op. cit., pp. 390-392 & 397-398 参照。

五、理論的検討

以上、一八四一〜八二年を中心に、エジプトがヨーロッパ諸国との関わりの中で近代化と従属的發展を進めた過程を概観してきたが、この現象を一般的理論に照らしてどのように解釈すべきか、若干の検討を試みたい。

政治的側面については、筆者が旧稿で取り上げた政治的近代化論、とくにアプター (D. E. Apter) の『近代化の政治』⁽¹⁾が参考になる。彼は、「近代化過程にある諸社会」を、権威の構造(位階制的 hierarchical かプレミッド的か)と一般的価値観(本原的 consummatory か手段的 instrumentalか)の組み合わせによって、表五の四種類に分類しようとした。

このうち、官僚制体系は、さらに(1)新重商主義、(2)近代化専制政治、(3)軍部寡頭制、の三下位型に分けられる。なお、権威の位階制的かピラミッド的かの区別は、政府の二つの機能的要件たる強制と情報の混合度(強制の比重が大きいほど位階制的、情報の比重が大きいほどピラミッド的)による、とされる。⁽²⁾

ムハンマド・アリーの時代は、ヨーロッパで封建制から絶対王政に進んだのに類似した過程が見られたようで、アプター説で言えば神政政治体系から官僚制体系への移行期だったのではないか。そしてアッバースの反動期を経て、サイドとイスマイルの時代は、再びヨーロッパ化を目指して、官僚制体系の中でも、近代化専制政治の体系を発達させたと見られる。すなわち、位階制的権威と手段的価値を持ち、階層体系を維持するのに官僚制や軍隊組織に依存した。アプターによれば、この種の政治体系は「諮問評議會を有する君主制的・

官僚制的な支配体系である。それは伝統的に組織されているが、技術的変革を強調し、一般大衆にそれを承認させようとする。」しかし、この型は「歴史的にはよく見られるのだが、重大な内部問題を伴なうことなく、近代化を乗りこえて、大規模な工業化段階にまで持続するものはほとんどない。」⁽³⁾

事実、この時期のエジプトでは、中央集権化により位階制的権威を強化し、世俗的教育を受けた君主制の権力者が、急速にヨーロッパの技術・知識を導入しようとした。ヨーロッパ的制度の移植も試みるが、本質的に伝統的な階層体系を、官僚制・軍隊によって支えていた。しかし、そうした中で新たな思想と経済的実力を持つ中間層が擡頭し、専制政治に挑戦するに至るのだが、この過程を理解するには、経済面の分析も不可欠である。

経済的側面については、いわゆる第三世界諸国、とりわけアラブ・アフリカ地域の近・現代経済史研究の理論的指導者であるアミン(S. Amin)の「周辺資本主義構成体」(formation du capitalisme périphérique)論が参

表5 D. E. アプターによる、近代化過程にある諸社会の政治体系

価値	権威	
	位階制的	ピラミッド的
本原的	勳員体系	神政政治体系
手段的	官僚制体系	協和体系

考になる。

彼は、歴史的社會を「前資本主義構成体」と「資本主義構成体」に区分し、後者をさらに「中心資本主義構成体」と「周辺資本主義構成体」に区分する。中心資本主義構成体は、資本制生産様式があらゆる前資本主義的様式を破壊して排他性を主張するが、周辺資本主義構成体では、社会的生産の基本部門たる生産財部門と消費財部門の間の「接合」(articulation)が起らないため、経済成長はむしろいっそう低開発性を強め、完成した資本制生産様式を發達させるところか、成長停止をもたらす。この周辺資本主義構成体は、さらにアメリカ的、東洋的(アジア・アラブ)、アフリカ的の三類型に分けられる。このうち、東洋的周辺構成体の特徴を要約すると、

アジア・アラブでは、封建的生產様式に向かって發展しつつある貢納制的生產様式が支配的で、單純商品生産様式や奴隸制生産様式を従え、また遠隔地商業關係をその構造に組み込んでいた。一九世紀後半になって、旧「封建」階級は、世界市場向けに生産する資本主義的大地主に変容する。この種の發展は非常に不均等であり、エジプトは極端に發展したケースである。開始の遅れは、近代の形態のもとでの外国資本の強力な侵入によって急速に取り戻され、ラテン・アメリカの構成体にきわめて類似してきた。⁶⁵⁾

本稿で取り上げた時期のエジプトは、相当な經濟成長を見せだし、もし政府に工業化政策を推進する意志と能力があれば、あるいは「中心資本主義構成体」に發展する道を辿れたかも知れない。しかし、事實は、このアミン説が妥当する結果となった。しかも、エジプトはこの「東洋的周辺構成体」の極端に發展した事例であると言ふことだが、同じ東洋でも、日本などはそれほど従属的發展を見せなかった。他方、東洋ならぬ東欧(ただし、バルカン地方を除く)で、同時期にかなり類似した發展が見られた。⁶⁶⁾ 地理的要因だけでなく、政府の政策がこうした相違、あるいは類似をもたらす要因として重要であろう。アミン自身、エジプトについてこうも述べている

一八四〇年、(中略)エジプトのパシヤの軍隊によって敗北を喫したオットマン帝国のサルタンを支援に來たヨーロッパは、エジプトにたいし降伏に応じることを要求し、産業復興の試みを挫折させてしまふ。一八四八年から八二年にかけてのパシヤの後継者たちは、こうして自立的な方向を断念し、副王イスマイルとともに、ヨーロッパ資本の援助によってヨーロッパ化と近代化を期待した。すなわち、木綿栽培による世界市場への統合とこの外向的發展を融資するためのヨーロッパ系金融機関への協力要請によって、こうしたことを期待したのである。エジプトの支配階級は、この枠内で自らの構造を変え、國家の援助で土地を占有し、旧中國の官僚機構からラティフンティア階級へと変貌して行くのである。彼らは、しばしばいわれるような封建地主ではなく、自らの繁榮を世界市場に依存する農村資本家にほかならない。国内がひとたびランカシャー地方のための木綿農場に変えられた後、支配階級は、イギリスの脅威が現実的なものになるとただちに從屬を受け入れ、自分たちの特權維持の保証を獲得した。この階級は、イギリス側によって十分に報われ、ナイル河溪谷開發の主な受益者となったのである。

……ここで、「旧中國の官僚階級からラティフンティア階級へと変貌」したと述べているのが妥当であるかはさておき、本稿で指摘した諸事實は、このアミンによる規定を基本的に支持するものだと言えよう。ただし、「イギリスの脅威が現実的なものになると」以下の部分は、本稿の枠を越えており、筆者にとって今後の研究課題に属している。

こうした政治的近代化と從屬的經濟發展の關連を、最後に確認しておこう。一八四一―八二年のエジプトにおいては、經濟が相當な成長を実現したが、それは当時の國際環境と政府の政策によるところが大きかった。すなわち、ヨーロッパ列強が戰略的・經濟的利害からエジプト進出を競い、エジプト政府の側でも歐化政策によって外國資本の流入を促し、また産業基盤整備に大きな役割を果たした。しかし、その經濟成長は工業化に結び付かない。「周辺資本主義」化をもたらすものであり、その原因もまた同じ國際環境と政府の政策にあった。他方、そうした經濟構造がまた政治を規定した面のあることも否定しえない。ムハンマド・アリーとその子孫、及びトルコ系支配階級が、從屬的經濟發展とともに大地主・農村資本家階級に成長したことが、彼らの政治・行政・軍事機構支配を支えたのである。また、政府の無謀な借金財政が外國による内政干渉を導くのだが、こうした政策は

必然的なものだったとは言えない。そうした中で、大土地所有体制の成立に便乗したエジプト地主階級が、やがて民族主義的・民主主義的運動の担い手となる。そして、外国の干渉が支配階級の權威を失墜させた機会に、彼らが政治的指導権を握った。それはイギリスの軍事介入によって、一場の夢と化す定めであつたけれども。

注

- (1) The Politics of Modernization (Chicago, 1965), 内山秀夫訳『近代化の政治学』(新装版、一九八二年)。
- (2) 前掲拙稿「近代化論と……」三九九〜四〇〇ページ参照。
- (3) 邦訳、四九〇〜四九一ページ。
- (4) Le développement intégral (Paris, 1973), 西川潤訳『不均等發展』(一九八三年)、『L'accumulation à l'échelle mondiale (Paris, 1970), 野口祐・原田金一郎訳『世界的規模における資本蓄積 第二分冊 周辺資本主義構成体論』(一九七九年)。
- (5) 筆者による要約。拙稿「近代化論と……」四一三ページ参照。
- (6) I. T. Berend & Gy. Ranki, Economic Development in East-Central Europe in the 19th and 20th Centuries (N. Y., 1977) 南塚信吾監訳『東欧經濟史』(一九七八年)第一部参照。
- (7) 邦訳『不均等發展』、三〇九〜三一〇ページ。